

三瓶地域づくり夢プラン



平成 24 年 3 月作成

平成 29 年 3 月改定

平成 31 年 4 月改定

令和 5 年 3 月改定

みかめやってみん会

目 次

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 三瓶地域の位置と現状・・・・・・・・・・・・ 1～2
5. 組織の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 地域づくりの目標と基本方針・・・・・・・・ 3
7. 事業実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
8. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～9
みかめやってみん会規約



三瓶秋祭り



あらパーク (県指定有形・無形文化財)

1 計画策定の背景

西予市では、平成 23 年 4 月より“自分たちの地域は、自分たちの手で！”を基本理念として、自主・自立の地域づくりを推進するために「せいよ地域づくり交付金事業」がスタートしました。この事業は、市内 27 の地域づくり組織に対して市の権限と財源の一部が移譲され、それぞれの地域で地域課題の解決や地域の活性化につながる事業に取り組み、暮らしやすく個性豊かで活力に満ちた地域づくりを推進することを目的としています。

この三瓶地域（旧三瓶小学校区地域）では、平成 23 年 6 月に地域づくり組織の設立総会を開催し、「みかめやってみん会」が設立され、これからの地域づくりを推進するため、地域づくり計画「三瓶地域づくり夢プラン」を策定しました。

平成 28 年度には、「せいよ地域づくり交付金事業」の制度改正が行われ新しい地域づくり活動が始まりました。また、令和 5 年度には「三瓶地域づくり活動センター」が設置され、これまで以上に地域づくり活動を活発にするため、組織体制を見直すことで、地域住民自らが活動し、よりよい地域づくりを目指して活動していきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

2 計画策定の目的

地域の現状・課題および地域資源を調べ、個性豊かで活力に満ち、安心して暮らせる地域づくりを計画的に展開します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間としています。

なお、地域住民の要望や社会状況の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 三瓶地域の位置と現状

三瓶地域は西予市の西部に位置し、朝立・津布理・安土・有網代・和泉・鳴山の 6 つの地区（10 行政区）からなり、三瓶町全体の約 37% の面積を有し、人口の約 50% を占めています。西側は宇和海に面し、海岸まで迫った山々の山腹には果樹園が広がっており、朝立・津布理地区には平地も見られますが、全体的には平地は少なく山々が海に没入した典型的なリアス式海岸地形の地域です。この地形を利用し海岸部では、三瓶港や三瓶漁港の良港が形成されています。気候は、冬季でも降雪や降霜等も少なく、四季を通して温暖な気候に恵まれています。

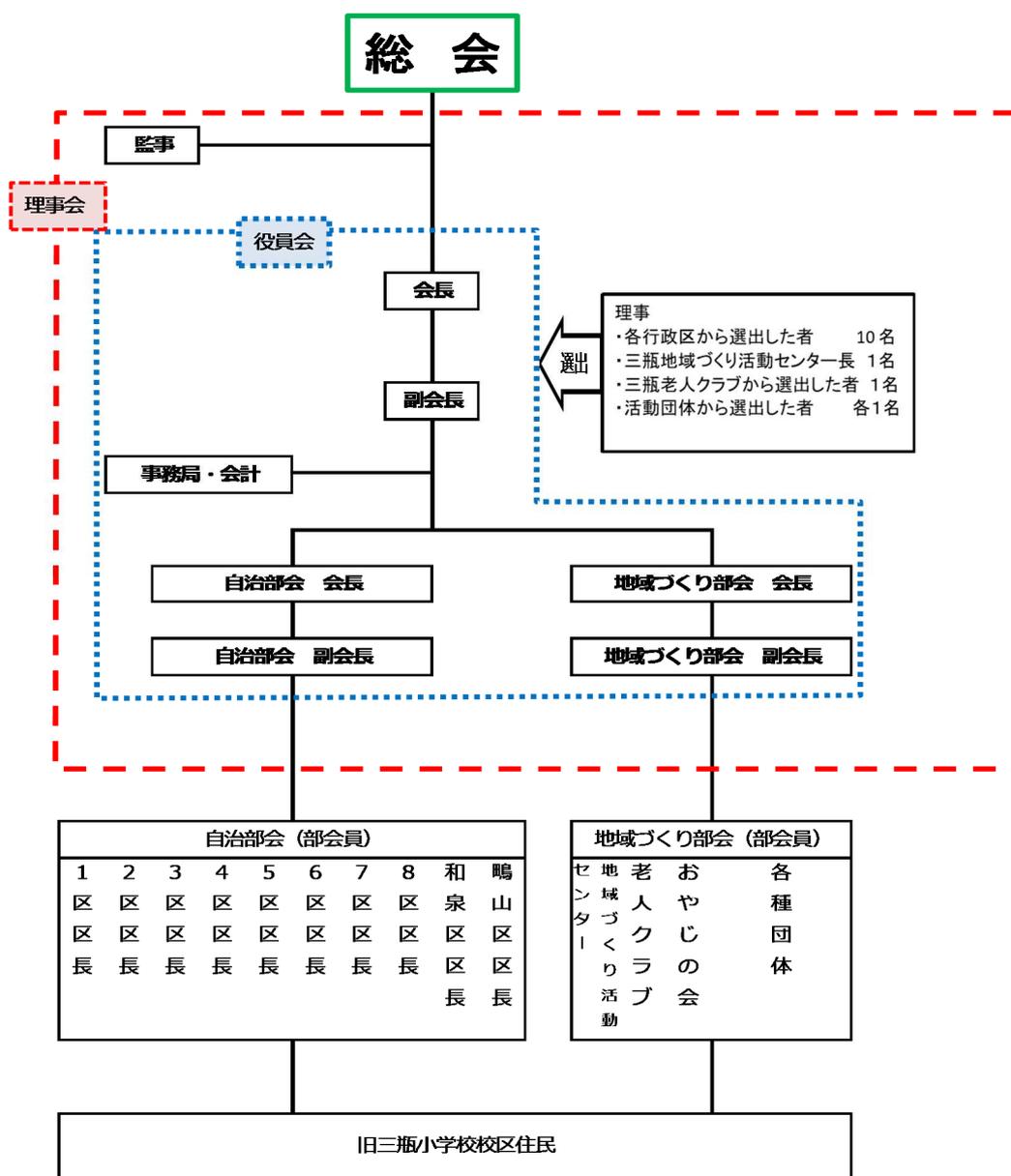
また、西予市の中心部からは約 13 km、車で 20 分ほどの位置にあり、地域住民にとって海岸線に沿って走る国道 378 号線、西予市宇和町を結ぶ県道宇和三

瓶線、八幡浜市を結ぶ県道八幡浜三瓶線が重要な生活道路となっています。

地域の人口は、行政区単位で 10 人ほどの地区から 800 人を超える地区まで様々ですが、昭和 55 年には地域全体で 5,643 人であった人口が平成 23 年には 3,944 人、平成 28 年には 3,641 人となり、令和 4 年には 3,155 人と減少の一途をたどっています。また、高齢化率では昭和 55 年には 14%ですが、平成 23 年に 35%、平成 28 年に 39.7%、令和 4 年には 45.3%と増加し続けています。

5 組織の構成

【 みかめやってみん会 組織図 】



6 地域づくり目標・基本方針

<地域づくり目標>

個性豊かで活力に満ち、安心して暮らせる地域づくり

<基本方針>

防災・生活環境

○誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

体育・文化教養

○伝統文化を継承し、次世代に引き継ぐ地域づくり

産業・交流

○地域資源を活かした活力ある地域づくり

<推進目標>

みんなで助け合い支えあえる地域づくり

自然とふれあい、環境にやさしい地域づくり

歴史・文化の薫る地域づくり

みんなが楽しく参加できる地域づくり

地域資源を活かした地域づくり

地場産業を育成する地域づくり

地域間交流により連帯感を深める地域づくり

7 事業実施計画

【防災・生活環境】						
事業名	活動内容	実施期間				
		R5	R6	R7	R8	R9
災害対策事業	地域防災を見直すとともに、防災マップ作成や各種備品整備、講習会等を実施し、防災組織の強化充実を図る。	—	—	—	—	➡
環境美化活動	地域にある花壇や緑地帯等へ草花の植栽を行ったり、周辺の清掃活動を実施することで、自然豊かな美しいふるさとづくりを推進する。	—	—	—	—	➡
生活環境整備事業	地域住民が利用する施設や地域の生活道路・水路など、安心安全で快適に利用できるよう整備する。	—	—	—	—	➡

【体育・文化教養】						
事業名	活動内容	実施期間				
		R5	R6	R7	R8	R9
伝統文化継承事業	地域の伝統文化を継承し、次世代へ引き継ぐために、施設や用具等の整備及び後継者の育成を図る。	—	—	—	—	➡
高齢者生き生き事業	高齢化が進む中、地域で実施している敬老会やその他高齢者対象の行事について、多くの方々が参加でき心から楽しめるよう内容の充実を図る。	—	—	—	—	➡
高齢者訪問事業	独居老人世帯や高齢者世帯への訪問	—	—	—	—	➡
三世代交流事業	地域の多様な世代が楽しく交流を深めることができ、住民相互の連帯感と結束力を高め、地域の活性化につながるようなイベントを実施する。	—	—	—	—	➡
各種団体支援事業	地域の各種団体が行う、地域づくりや地域の活性化につながる事業を支援する。	—	—	—	—	➡

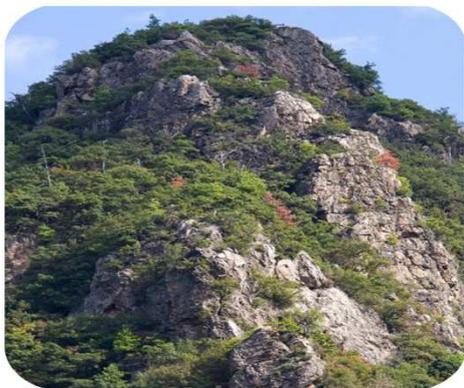
【産業・交流】		実施期間				
事業名	活動内容	R5	R6	R7	R8	R9
		地域資源活用事業	地域内外で行う事業やイベントを利用し、地域資源の情報を発信する。	---	---	---
青少年育成事業	未来ある青少年が、郷土愛を持てるように各種事業を行う。	---	---	---	---	➡
郷土料理普及事業	地場産食材による郷土料理や、家庭の伝統料理を次世代へ伝承する。	---	---	---	---	➡
地域間交流事業	各地区間の交流により、地域全体を高め、お互いに協力し合える環境を整える。	---	---	---	---	➡



みかん畑 (朝立地区)



鳴山姫塚 (市指定有形文化財)



さざえが岳 (和泉地区)



朝日文楽 (県指定有形・無形文化財)

8 参考資料

みかめやってみん会規約

(名 称)

第1条 本会は「みかめやってみん会」(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長が指定した場所に置く。

(地 域)

第3条 本会の区域は、旧三瓶小学校区地域とする。

(目 的)

第4条 本会は、地域住民が自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動すると共に、地域が抱える課題を克服し、地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住みよい地域を創造するため、旧三瓶小学校区地域づくり計画(以下「地域づくり計画」という。)を策定し、この計画に基づく地域づくり活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (2) 地域づくり計画の策定・実践・評価に関すること。
- (3) 関係機関及び行政との連携協働に関すること。
- (4) その他第4条の目的達成に関すること。

(会 員)

第6条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

- (1) 旧三瓶小学校区地域に在住する全住民
- (2) 本会の目的に賛同する個人、団体等

(組 織)

第7条 本会は、総会、理事会、役員会、部会会議、その他会議からなる。

- 2 総会は、理事及び役員並びに各行政区3名以内の者で構成する。
- 3 理事会は、次条に掲げる者で構成する。
- 4 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監事、部会長、副部会長をもって構成する。
- 5 部会は、部会長、副部会長、部会員をもって構成する。

(理 事)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各行政区から選出した者 各1名
- (2) 三瓶地域づくり活動センター長

- (3) 三瓶町老人クラブ連合会から選出した者
- (4) 各種基礎型交付金交付団体から選出したもの 各1名
(理事の任期)

第9条 理事の任期は1年とするが、再任は妨げない。

2 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第10条 理事の中から、次に掲げる各号の役員を選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人
- (6) 部会長 各1人
- (7) 副部会長 各1人

自治部会

地域づくり部会

(役員を選任)

第11条 会長、副会長、事務局長、会計、監事、各部会長は、理事会において
選考し、総会において承認する。

(役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会会長の指示により本会の事務全般を処理する。
- (4) 会計は、本会の出納経理事務を処理し、預金通帳その他必要な書類を保管する。
- (5) 監事は、本会会計及び事業運営全般を監査する。
- (6) 部会長は、本会会長の指示により、それぞれの分野別課題を処理する。
- (7) 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は1年とするが、再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第14条 本会議は、総会、理事会、役員会、部会会議、その他の会議とする。

(総会)

第 15 条 総会は、本会の最高決定機関であり、毎年 1 回、定期総会を開催する。

2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、規約の改廃、役員の承認その他重要事項を審議し決定する。

3 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

4 総会の議長は、その総会において、出席した代議員のうちから選任する。

5 総会は、構成員の半数以上の出席者又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会)

第 16 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、本会の運営に関することを協議する。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

4 理事会の決議は、出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

5 理事会は、せいよ手上げ型交付申請について、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請を承認することができる。

6 会長は、専門的知識を得るため、理事会にアドバイザーを招聘することができる。

(役員会)

第 17 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、総会の総意に基づき、本会に関することを協議・運営する。

(部会会議)

第 18 条 部会会議は、必要に応じて部会長が召集する。

2 部会会議は、各種事業の企画・運営にあたる。

(その他会議)

第 19 条 会長が必要と認める場合は、会長が任意に招集し、必要な事項を協議する会議を開催することができる。

(部会員)

第 20 条 各部会の会員は次項のとおりとする。

2 自治部会の会員は、各区区長とする。

3 地域づくり部会の会員は、各基礎型交付金交付団体とする。

(せいよ手上げ型交付金)

第 21 条 せいよ地域づくり手上げ型交付金の申請は、様式 1 を提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会長は申請書(様式 1)を受理し、適当と認めたときは申請希望事業に理事会出席許可書(様式 2)を通知する。

3 理事会で承認を得た事業は、せいよ地域づくり手上げ型交付金に申請することができる。

4 手上げ型交付決定団体は、事業実施結果を総会にて報告する。

(備品の管理)

第 22 条 みかめやってみん会の備品（手上げ型交付金で取得したものを含む）は、みかめやってみん会が管理し、原則、事業に使用する。

2 ただし、会長が特別と認めたときは借用書（様式 3）を会長に提出しなければならない。

(会 計)

第 23 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 収入は、交付金、負担金その他の収入とする。

(その他)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。

附則 この規約は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

附則 この規約は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条の規定は、平成 23 年 6 月 22 日から適用する。

附則 この規約は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附則 この規約は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。

附則 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。